

シルバー人材センター



シンボルマーク

ニュース

ゆんたく

〈発行所〉

公益社団法人 沖縄市シルバー人材センター

〒904-2155 沖縄市美原 3丁目1番1号

電話番号 (098) 929-1361

<http://www.okinawasisi.com>

2月末現在の会員数524人

(男性354人・女性170人)

令和6年度事業計画(案)・収支予算(案)決まる

令和6年度の事業計画(案)と収支予算(案)が2月20日開催の理事会で承認され、6月開催予定の定時総会に上程する。デジタル社会の到来を念頭に置き、デジタル関連の就業機会の確保に加えて、スマホを活用した業務連絡、デジタル技術を活用した業務効率化を目指す。そのため、会員のデジタル技術の理解と活用能力の向上を図る。また、労働者派遣事業を積極的に進め、多種多様な就業機会の提供を図り、高齢者社会を支える中核存在として、地域社会に貢献すべく信頼と期待に応えられるよう努める。

令和6年度事業計画(案)

超高齢社会に向かって急速に歩みを進めている中で、元気な高齢者が地域社会の課題解決の担い手となって活躍するシルバー事業は、ますますその役割を果たすことが求められており、そうした期待に対して、事業の一層の活性化等で応えていく必要がある。

シルバー人材センターは、人生100年時代を見据え、地域の高齢者が就業を通じて地域社会に貢献し、高齢者の生きがいや居場所づくりとして重要な役割を担っており、地域の特色や実情を踏まえて積極的な取組を強化していきます。

特に、デジタル社会の到来を念頭に置いて、デジタル関連の就業機会の確保に加えて、スマホを活用した業務連絡、デジタル技術を活用した業務の効率化。このための基盤整備として、会員のデジタル技術を理解し、活用する能力の向上に取り組みます。

また、会員の高年齢化、重篤事故の発生状況を踏まえ、安全就業の徹底に向けた取組を強化するとともに、新型コロナウイルス等感染拡大の防止や健康確保等について適切な対応を図ってまいります。

また、労働者派遣事業を積極的に進め、多種多様な就業機会の提供を図り、「会員の拡大」同時に「安全・適正就業の徹底」等にも取り組み、高齢者社会を支える中核的な存在として、地域社会に一層貢献すべく信頼と期待に応えられるよう更なる努力をしてまいります。

以下2面に続く

(1面から続く)

1 基本方針

- (1) 高齢者の入会促進と就業機会の確保・拡大
- (2) 安全・適正就業を推進し魅力あるシルバー人材センターの実現
- (3) 組織の充実・強化と運営基盤の強化
- (4) 公益目的事業の着実な実施と地域社会への参加活動推進

2 実施計画

(1) 雇用によらない臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の提供

① 受託事業

高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図り、活力ある地域社会づくりに寄与するため、高齢者にふさわしい地域に密着した仕事を、家庭、民間事業所、官公庁等から有償で引き受け、これをその能力、希望等にに応じて請負又は委任の形式により就業機会を提供する。又ローテーション就業やワークシェアリングを実施し、仕事の分かち合いに適切に配慮していく。

数値目標

会員数	580人
入会率	1.4%
受注件数	2,000件
就業延人員	49,500人日
就業率	78%
契約金額	310,700千円

(2) 雇用による臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の提供

① 有料の職業紹介事業

臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務に係る仕事の求人を受け付け、そのような仕事を希望する高齢者のために有料の職業紹介事業を行う。

ア 数値目標

- ・ 求人数 1件
 - ・ 有料職業紹介事業収益 1千円
- ② 労働者派遣事業(シルバー派遣事業)
- 臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務に係る就業の範囲内において、派遣労働者を希望する会員を対象に「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に基づき実施する。

ア 数値目標

- ・ 受注件数 8件
- ・ 労働者派遣事業収益 1200千円

(3) 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能を付与するための講習会

就業上必要な技能、知識を付与するための技能講習会や新たな分野での就業又は入会後の就業を円滑にするための就業体験を次のとおり行う。

- ア 刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育講習会
- イ 駐車場案内業務講習会
- ウ 接遇マナー講習会
- エ デジタル講習会
- オ その他各種講習会

(4) 前述(1)～(3)の事業を推進するための諸活動及びその他の社会活動を推進するための諸活動

① 普及啓発

本事業の発展拡充を図るため、一般市民、事業所、官公庁に対し、本事業の意義と基本的な理念及び仕組み等を周知するとともに、高齢者自身の事業に対する啓発活動を、次のとおり取り組む。

(3面に続く)

(2面から続く)

ア 独自の普及啓発イベントの開催
イ 普及啓発チラシの配布及び情報誌「ニュースゆんたく」の発行や「ホームページ」「SNS」等を活用した情報発信
ウ 各種イベントへの参加

② 安全・適正就業の推進

「安全はすべてに優先する」及び「法令遵守」をスローガンに、会員の安全就業の徹底と法令に則った適正な就業を推進するため次のとおり取り組む。

ア 安全・適正就業推進大会の開催

イ 安全就業パトロールの強化

ウ 安全・適正就業委員会の開催と安全対策推進実施計画の策定

エ 就業日報(裏面にある安全就業点検表)を活用した健康管理の啓発

オ 「ニュースゆんたく」や「ホームページ」「SNS」等による情報の発信、周知等

カ シルバー人材センター適正就業ガイドラインを活用して、会員及び発注者にシルバー人材センターにおける適正な就業方法を周知
キ 感染症に係る感染防止対策の徹底、周知・推進による安心できる就業環境の確保
ク その他必要な事項

③ 調査研究

本事業の実績を集計するほか、時代の要請に対応した事業展開を図るため、次のとおり調査・研究を行う。

ア 高齢者の就業に対する意識調査に関する調

査の実施(就業相談等)

イ 必要に応じ、他センターの情報を収集し、当センターの事業運営に反映させる

④ 会員の拡大

会員が減少する中で、新規会員を拡大するため、次のとおり取り組む。

ア 入会説明会及び就業相談会の強化

イ 会員による「一人一会員」運動の継続的推進

ウ 女性会員の増強

エ 自治会等との連携による一般家庭へのチラシ配布

オ 「ニュースゆんたく」や「ホームページ」「SNS」等による情報の発信

⑤ 就業分野の開拓・拡大

地域の一般家庭、事業所、官公庁等を訪問し、高齢者に相応しい仕事を開拓するとともに、高齢者の就業能力や経験を把握分析し、地域ニーズに対応する仕事の提案を次のとおり行う。

ア 官公庁(市長、市議会議長、担当部局等)への要請

イ 事業所、自治会、関係団体等への訪問

ウ 沖縄市と各種専門団体と連携した空き家対策等

エ デジタル分野の推進

⑥ 相談、情報提供

入会を希望する高齢者を対象に入会説明会を実施し、高齢者からの相談に対応するほか、地域における働く高齢者のためのワンストップサービスセンターとして、雇用、就業、ボランティア活動等に係る相談、情報提供を一般市民や高齢者に行うため次のとおり取り組む。

ア 入会説明会の開催

イ 就業相談

⑦ 社会参加活動の推進

ボランティア活動を希望する高齢者を対象に「できることを」・「できる範囲で」行う社会参加活動を一般市民と連携して実施する。また、加齢に伴い就業を離れた高齢者に対しては、高齢会員等の生活環境に合わせたボランティア活動等の社会活動の機会を推進していく。

ア 下校時の児童の安全パトロール

イ 草刈・清掃ボランティア

ウ その他のボランティア等

3 組織の充実・強化と運営基盤の強化

「自主・自立」「共働・共助」の理念に基づき、組織力向上と地域に貢献するセンターとして体制の充実・強化に努めるため次のとおり取り組む。

(1) 会議

ア 定時総会の開催

イ 理事会の開催

ウ 専門委員会の開催

エ その他必要な会議の開催

配分金収入等に対する所得税の取り扱いについて

シルバー人材センターで得た配分金収入（雑所得）に対する所得税の取扱いは、次の通りとなります。

【例1】 センターからの配分金以外に所得税の対象となる所得が全くない会員（65歳未満）の場合
配分金額80万円（年間）－必要経費控除（特例）55万円－基礎控除48万円＝所得課税≤0
この場合、税務署への確定申告は不要となりますが、市県民税の申告は必ず行ってください。

【例2】 センターからの配分金以外に他の公的年金等を受給している会員（65歳以上）の場合
[配分金－必要経費控除（特例）55万円＋（公的年金等－公的年金等控除）]

－ [（基礎控除48万円＋その他の所得控除）] ×適用税率＝所得税額

（注） 上記2例中（必要経費控除）の額については、配分金が55万円未満の場合はその配分金相当額となります。

なお、配分金・公的年金以外の「雑所得」「事業所得」又は「給与所得」のある方については、例1、例2の取扱いとは異なりますので、最寄りの税務署にお問合わせ下さい。

☆ 公的年金等に係る所得金額

センターに加入している会員の方々には公的年金を受給している人も多いと思われませんが、公的年金等も所得税法上は雑所得となります。

☆ 公的年金等の収入に対する所得金額は下記のとおりです。

◎ 65歳未満の人（昭和34年1月2日以降生まれた人）

◎ 65歳以上の人（昭和34年1月1日以前生まれた人）

公的年金等の収入額	公的年金等控除額
70万円超130万円未満	70万円
130万円～410万円未満	年金収入×0.75-37.5万円
410万円～770万円未満	年金収入×0.85-78.5万円
770万円～	年金収入×0.95-155.5万円

公的年金等の収入額	公的年金等控除額
120万円超330万円未満	120万円
330万円～410万円未満	年金収入×0.75-37.5万円
410万円～770万円未満	年金収入×0.85-78.5万円
770万円～	年金収入×0.95-155.5万円

* 年金所得者の申告手続きが簡素化されます *

その年において公的年金等に係る雑所得を有する居住者で、その年中の公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円を超えない場合には、その年分の所得税について確定申告を提出することを要しないこととされました。ただし、この場合でも住民税の申告は必要です。

配分金支払証明書の
受け取りについて

所得税申告等に必要な「令和5
年分 配分金支払証明書」は事務
局に準備していますので、必ず受け
取ってください。

令和6年度正会員 登録手続きのご案内

令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）の会員登録更新の時期が参りました。会費3,000円を期限内に納入し、更新手続きをして頂きますようご案内申し上げます。

・会費納入期限 令和6年3月29日

会員の皆様から「ゆんたく」 へ投稿をお待ちしています

会員による会員のための広報づくりの一環として、ゆんたく広報へ会員からの投稿をお待ちしています。随筆、川柳・俳句からスナップショットまで何でも構いません。よろしくお願ひします。